

## 運転代行とは…

運転代行とは、主に飲酒により車を運転することができなくなったお客様の依頼に応じて、顧客車にお客様を同乗させて運転を代行する業務のことです。運転代行業は、昭和50年頃から主に交通手段が自家用車主体の地方都市において発達し、社会の新しいニーズに応えるサービスとして、今日まで定着しています。

特に近年、飲酒運転に起因した悲惨な交通事故の発生を機に、飲酒運転根絶に向けた社会の取り組みが加速するなかで、その受け皿として運転代行業の社会的役割に期待が高まっています。

### 1 運転代行業法（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）の成立

この法律は、運転代行業における交通安全と利用者保護を目的として、運転代行業者の認定制度を設けることにより、業務の適正化を推進する法律として施行されました。

### 2 運転代行業法の要点

- (1) 運転代行業者は都道府県公安委員会の認定を受けなければなりません。  
（適正な事業の確保）
- (2) 道路交通法により、顧客車の運転者に第二種免許が義務付けられています。  
（交通安全の責務）
- (3) 顧客車の運行により生じた利用者等の損害を賠償するための措置を講じておかなければなりません。  
（利用者保護の責務）
- (4) 随伴用自動車には、国土交通省で定められた表示をしなければなりません。  
（適正な業務の履行）

### 3 運転代行業法の営業形態



運転代行業界の健全化実現をめざして  
業界一丸となって、優良運転代行業者評価制度を  
推進しています。

### 優良運転代行業者評価制度とは

#### 1. 認定の要件

- 運転代行中の事故を補償する代行保険（共済）と、随伴用自動車の任意保険に必ず加入していて、損害賠償措置が万全であること。
- 自動車運転代行業法に定められた規定を順守していること。
- 事業者として納税申告義務を果たしていること。
- 代表者が過去2年間に悪質な法令違反（酒酔い・酒気帯び、無免許運転、救護義務違反等）がないこと。
- その他優良運転代行業者としてふさわしくない事項がないこと。

#### 2. 審査

審査の公平を期すため、有識者からなる評価認定委員会が認定作業を担当する。

#### 3. 認定期間

第1期 平成25年11月1日～  
平成27年10月31日の2年間

第2期 平成27年11月1日～  
平成29年10月31日の2年間

#### 4. 告知方法

- ・ 公益社団法人全国運転代行協会ホームページ
- ・ 公益財団法人運転代行振興機構ホームページ
- ・ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会を通して都道府県組合に通知 ほか

※参考 第1期優良認定業者数 489社

この制度に関するお問い合わせ先

優良運転代行業者評価認定委員会



運転代行を安全・安心に  
ご利用いただくために



運転代行をご利用されている皆様へ。

この度は運転代行をご利用いただき、心より御礼申し上げます。皆様が安心して運転代行をお使いいただけるよう、われわれは業界の適正・健全化を最優先の課題として、全事業者にコンプライアンス（法令順守）の意識を徹底するため、さまざまな活動を展開しております。このたび、利用者の皆様に運転代行業をより一層ご理解いただくために「運転代行利用ガイドライン」を作成しました。

なにとぞ安全・安心に運転代行をご利用いただくために、ご活用下さい。

企画・制作 公益社団法人全国運転代行協会

公益社団法人全国運転代行協会

公益財団法人運転代行振興機構

## 1. 随伴用自動車（随伴車）に車名表示等が正しく表示されていますか。

これまでのマグネット板（容易に付け外しきるもの）で表示することは禁止され、ペイント表示（ペイントまたはカッティングシート等で表示を固定化するもの）が義務化されています。行灯（随伴車の屋根に固定する）を装着するときは、「代行」の文字を見やすく、他の文字と併記するときはそれ以上の大きさで表示しなければなりません。表示に違法があれば責任者に正しく表示するよう注意してください。



## 2. 事前に目的地までの代行料金の概算について説明を受けましたか。

お客様が運転代行を利用する際、料金表を提示した上で料金の概算額を口頭で説明することが求められています。

万一、ドライバーがお客様に説明できなかった場合は、その場から責任者に説明を求めてください。



### 代行運転役務の提供の条件の説明 方法の明確化（運用通達改正）

利用者保護の一層の充実を図るために、料金表を利用者に示した上で、利用者の目的地をあてはめた結果、利用者が運転代行業者に支払うこととなるべき料金の概算額を口頭で明確に伝えることが求められています。

平成24年3月警察庁・国土交通省が策定された「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の実施についてにおいて示されました。

## 3. 領収書が必要なとき直ちに発行してもらいましたか。

領収書は、標準自動車運転代行業約款の定めによって、お客様のお求めがあれば、発行することになっています。万一代行料金支払いの際、代行ドライバーが領収書発行の求めに応じなかったり、領収書を用意していないかったりした場合は、明らかに違反行為となります。責任者に早急に発行するようお申し入れください。



領収書様式例

領 収 書	
平成 年 月 日	○○時○○分
距離 :	○○.○ km
料金 :	○,○○○円
割引 :	-○○○円
待機料金 :	○○○円
合計 :	○,○○○円

○○県公安委員会認定第○○号  
○○代行  
Tel ○○○○-○○-○○○○

注：発行機を使用したもの、手書きによるものを見わない。

## 4. 万一の際の損害賠償措置について説明を受けましたか。

万一運転代行中に、お客様のお車が事故にあった場合に備えて、損害賠償措置をどのように講じているかについて書面を提示させ、説明を受けることができます。安心してご利用いただくためにも、ご利用される運転代行業者に代行共済（保険）の状況をご確認されることをおすすめいたします。



### 見 本

当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

○ ○ 運 転 代 行 社  
○ ○ 県 公 安 委 員 会  
認定番号 第○○○○○号

運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。  
なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合についても、当該損害賠償措置を講じております。  
ご不明の点は当社従業員にお尋ねください。

契約共済組合名 ○○共済協同組合  
(又は契約保険会社名) ○○損害保険株式会社

共済(保険)契約期間  
平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日○時まで

契約の内容	対 人 損 傷 無 制 限
	対 物 損 傷 ○千万円限度(1事故につき)
	お客様の自動車 ○百万円限度(1事故につき)

(注)あくまで記載例であり、契約している共済(保険)の契約内容に則して記載すること。

お客さまからこんな苦情が寄せられています。

料金の取り決めの説明がなく  
不当に高い料金を請求された。

地理不案内なのか、寝ている間に、異常に遠回りされた。

運転が乱暴で、明らかに法定速度オーバーで恐怖を感じた。

車庫入れで車に傷を付けられたが、修理に応じてくれない。

言葉づかいが乱暴で、服装が乱れていて不安を感じた。

車庫入れを拒否されたうえ、車を路上に放置された。



運転代行を利用した時に上記のような問題が起きたら

- ドライバーの不快な態度、代行料金の不透明さ、請求しても領収書が発行されない場合は、その運転代行業者の責任者に申し入れてください。
- 事故にかかる問題が生じたときは、原則として当事者間で解決することとされています。運転代行業者は損害賠償措置を講ずることが、法律で義務付けられていますので、運転代行受託保険（共済）の範囲で補償が受けられます。

## 運転代行ご利用のお客様にお願い

お客様をタクシー代わりにお乗せすることは禁止されています。

- 運転代行は、タクシーではありません。白タクなどタクシー類似行為を行うことは、法律で固く禁じられています。同じく、お客様をお店からクルマを停めてある駐車場等までお運びする、いわゆるAB間輸送も、白タクと同様に道路運送法で違法行為とされていますので、運転代行ドライバーに要求することは絶対におやめ下さい。